

碧南市生殖補助医療費の助成についてご案内

対象額	<p>保険適用された生殖補助医療および先進医療を受ける時に医療保険が適用された入院基本料など一般の診療と共通する部分（基礎的部分）のうち、自己負担額。判定日は含みません。</p> <p>医療機関に支払った医療費のほか、院外処方による調剤費も合算します。 ※文書料・食事療養費標準負担額・室料などの治療に直接関係しない費用は対象外です。</p>
助成額	<p>保険診療で支払った額のうち、1回の治療につき10万円を上限に助成します。（千円未満切り捨て）</p> <p>ただし、高額療養費となる分、健保組合から還付される額を除きます。</p>
助成回数	<p>1子ごとに、初回の生殖補助医療を開始した妻の年齢が、</p> <p>40歳未満であるときは6回まで。</p> <p>40歳以上であるときは3回まで。</p> <p>※治療開始時点における年齢が43歳以上である場合、保険適用外のため自費診療となりますが、43歳未満の場合に保険診療の適用となる治療の範囲に限って、年齢・助成回数の要件内で助成を行います。</p>
対象者	<p>法律上のご夫婦又は事実上の婚姻関係にあることが確認できるご夫婦で、次のいずれにも該当する方とします。</p> <p>① <u>申請日及び治療期間</u>において、夫婦の一方又は両方が碧南市に住所を有していること。</p> <p>② 医療機関によって一般不妊治療、生殖補助医療又は先進医療が必要であると認められたこと。</p> <p>③ ご夫婦のいずれもが、医療保険各法の規定による被保険者、組合員または被扶養者であること。</p> <p>※他の市区町村等で同様の補助を受けている方は該当しない場合があります。</p>
申請の流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書類（裏面の申請時に必要な書類等1～8）を保健センターへ提出（申請期限にご注意ください。） 2 不妊治療費等助成金交付決定または不妊治療費等助成金不承認決定を、保健センターから申請者へ通知します。 交付決定の場合は、交付決定通知書と助成金交付請求書を一緒に郵送します。 3 交付決定通知を受けた後、「助成金交付請求書」を保健センターへ提出してください。 4 指定の口座へ振り込みます。

申請方法	1回の治療ごとに申請が必要です。 ※複数回の治療分を1枚の申請書にまとめることはできません。
申請期限	1回の治療における最終治療日(医師が証明する期間の最終日)の月末から6月以内までに申請書を提出。 (例) 令和7年12月1日が最終治療月の場合、 12月の末日(12月31日)から6月以内 → 令和8年6月末日まで 注1) 申請期限日が土日または祝日の場合は、直前の平日までが申請期限になります。ご注意ください。
申請に必要な書類等 ※全て紙面での提出が必要です。	<p>【治療期間初日における妻の年齢 43歳未満】</p> <p>1 碧南市生殖補助医療費助成金交付申請書(様式第5号)</p> <p>2 碧南市生殖補助医療費助成事業受診等証明書(様式第6号)</p> <p>3 生殖補助医療の自己負担金の領収書(原本) *領収書の返却を希望される時は、領収書原本とその写しを併せてご持参ください。 【参考】確定申告での医療費控除:(支払った医療費)-(助成額)が医療費控除の対象額となります。また、助成金額も申告してください。 *確定申告をする場合は、必ず先に助成金の申請を行ってください。</p> <p>4 婚姻の届出をしている夫婦であることを証する書類 *⑤で④の内容が確認できる場合は、④の提出は不要</p> <p>5 夫および妻の住民票(発行日から3か月以内のもの) *本籍・筆頭者・世帯主・続柄が必要 *住民票等交付請求書の使いみちに「不妊治療費等助成金交付申請」と記載すると碧南市の場合は、手数料が免除になります。 *ご夫婦が同居でない場合は、ご夫婦であることの確認のため「戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)」の提出も必要です。</p> <p>6 医療保険資格を証明する書類(夫婦二人分)</p> <p>7 高額療養費または健康保険組合等からの付加給付の有無が分かる書類 (例:高額療養費支給(不支給)決定書、付加給付額が分かる書類、限度額適用認定証の写し、限度額適用認定区分が分かる書類等)</p> <p>8 碧南市生殖補助医療費助成事業に関する同意書(様式第7号)</p> <hr/> <p>【治療期間初日における妻の年齢 43歳以上】</p> <p>治療期間初日における妻の年齢が43歳未満の方と同じ1~8の他に、 「交付申請した自己負担金額の内容が、43歳未満の場合に保険診療の適用となる治療の範囲であることが確認できるもの」が必要となります。 (例)支払明細書等</p>
お問合せ先	碧南市保健センター 母子保健係 電話:0566-48-3752 メール kenkouka@city.hekinan.lg.jp 開庁時間・電話受付:午前8時15分から午後5時15分 (令和8年5月7日(木)より午前9時から午後4時)

